○住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成二十五年国土交通省告示第九百七号)(抄)

改正案

2 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、判断基準の I の第2の1の1-3から1-5までの規定にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

(1) 外皮平均熱貫流率の基準

判断基準の I の第 2 の 1 の 1 - 3 (1) 1 に規定する外皮平均熱貫流率 U_A については、別表第 1 から 1 から 1 表第 1 から 1 までに掲げる仕様の熱貫流率を用いた計算又はこれらの値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた第i 部位の<u>熱貫流率 U_i </u>及び第i 基礎等の外周の<u>熱貫流率</u> V_i を用いて算出し、地域区分に応じて、判断基準の I の第 2 の 1 の 1 - 3 (1) の表に掲げる基準値以下とすること。

(2) 冷房期の平均日射熱取得率の基準

(3) 断熱材の施工に関する基準 断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。 イ (略)

- ロ 外壁の内部の空間が<u>外気に通じる</u>天井裏又は<u>外気に通じる</u>床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。
- ハ 間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が<u>外</u> <u>気に通じる</u>天井裏又は<u>外気に通じる</u>床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止めを設けること。

二 (略)

2 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、判断基準の I の第2の1の1-3から1-5までの規定にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

行

(1) 外皮平均熱貫流率の基準

(2) 冷房期の平均日射熱取得率の基準

(3) 断熱材の施工に関する基準 断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ(略

- ロ 外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。
- ハ 間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天 井裏又は床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止 めを設けること。なお、屋根を断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構 造(以下「断熱構造」という。)とする天井裏又は基礎を断熱構造とする 床裏にある当該取合部については、この限りでない。

二 (略)

附 則

附則

5 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、 当分の間、この告示の 2 ((3) の規定を除く。) の規定にかかわらず、次の(1)から(3)に定めるところによることができる。ただし、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。) の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している場合を除く。

- (1) (略)
- (2) 躯体の断熱性能等に関する基準

躯体を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイ及 びハ又は口及びハに定める基準によること。

イ 躯体の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

(-/-		(-19)/ 0万十四/(-10)	9 1			
住宅の	断熱材	<u>部 位</u>	熱貫流率の基準値			
種類	の施工		(単位 1平方メートル1度につき			
	<u>法</u>			<u> ワッ</u>	<u>ット)</u>	
			地域区分			
			<u>1及び</u>	3	4, 5	8
			2		、6及	
					<u>び7</u>	

- 5 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、 当分の間、この告示の2((3)の規定を除く。)の規定にかかわらず、次の(1)から(3)に定めるところによることができる。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合を除く。
- イ 鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している場合
- <u>ロ</u>外皮等面積の合計に占める開口部面積の合計の割合(以下「開口部比 <u>率」という。)が、住宅の種類及び地域区分に応じ、次の表に掲げる値以</u> 上の場合

住宅の種類	地域区分							
	<u>1、2及び3</u>	4、5、6、7及び8						
一戸建ての住宅	<u>0.11</u>	<u>0.13</u>						
共同住宅等	<u>0.09</u>	<u>0.08</u>						

- (1) (略)
- (2) 躯体の断熱性能等に関する基準

躯体を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイ及 びハ又は口及びハに定める基準によること。

イ 躯体の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

<u>住宅の</u> 種類	断熱材の施工	部 位	<u>熱貫流率の基準値</u> (単位 1平方メートル1度につき			
	<u>法</u>			<u>ワッ</u> 地域	<u>/ト)</u> 区分	
			<u>1及び</u> <u>2</u>	<u>3</u>	<u>4、5</u> 、6及 <u>び7</u>	8

鉄筋コ	内断熱	屋根又	は天井	0.27	0.35	0.37	0.53	T
ンクリ	工法	壁	1877)	0.39	0.49	$\frac{0.51}{0.75}$	0.00	
ート造	<u> </u>	床	外気に接す	$\frac{0.98}{0.27}$	0.32	0.37		
		<u> </u>	る部分	0.21	0.02	0.01		
<u>等の住</u> <u>宅</u>			その他の部	0.38	0.46	0.53		
			分					
		土間	外気に接す	0.52	0.62	0.98		
		床等	る部分					
		の外	その他の部	1.38	1.60	2.36		
		周 部	<u>分</u>					
		分 の						
		基礎						
	外断熱	屋根又	は天井	<u>0.32</u>	0.41	0.43	<u>0.62</u>	
	<u>工法</u>	壁		0.49	0.58	0.86		
		<u>床</u>	外気に接す	0.27	0.32	0.37		
			<u>る部分</u>					
			その他の部	0.38	0.46	0.53		
			分					
		土 間	外気に接す	0.52	0.62	0.98		
		床等	る部分					
		<u>の外</u>	その他の部	<u>1.38</u>	1.60	2.36		
		周部	分					
		<u>分の</u> サ7**						
この4	\	基礎	 	0.17	0.94	0.24	0.94	l
<u>その他</u> の住宅	\	屋根又	は大井	0.17	0.24	0.24	0.24	
が圧七		壁	外気に接す	0.35	0.53	0.53		
		<u>床</u>	<u>か xi に 接 9</u> る部分	0.24	0.24	0.34		
			その他の部	0.34	0.34	0.48		
			<u>その他の部</u> 分	0.04	0.34	0.40		
		土 間	外気に接す	0.27	0.27	0.52		
		床等	<u> </u>	0.21	0.21	0.02		
		<u>ル サ</u> の 外	<u>その他の部</u>	0.71	0.71	1.38		
		周部	<u>分</u>	0.11	0.11	1.00		
	\	分の	 					
	\	基礎						l
1 「熱賃	 貫流率」と <i>l</i>		 の温度差1度の	場合におり	いて1平	<u>-</u> 方メート <i>/</i>	ル当たり	
								<u> </u>

エ法 壁 0.39 0.49 0.75 床の住宅 外気に接す 2.27 0.32 0.37 上間	<u>53</u>
等の住宅 る部分 土間	
外気に接す 0.47 0.51 0.58	
床等の外型 る部分 の外型 その他の部分 り、数数型 全球大井 工法 0.32 0.41 0.43 0.6 上法 壁 0.49 0.58 0.86 床 外気に接する部分 0.27 0.32 0.37 その他の部 0.38 0.46 0.53	
外断熱 屋根又は天井 0.32 0.41 0.43 0.6 工法 壁 0.49 0.58 0.86 床 外気に接す 0.27 0.32 0.37 る部分 その他の部 0.38 0.46 0.53	
工法 壁 0.49 0.58 0.86 床 外気に接す 0.27 0.32 0.37 る部分	
工法 壁 0.49 0.58 0.86 床 外気に接す 0.27 0.32 0.37 る部分	
床 外気に接す 0.27 0.32 0.37 る部分 2の他の部 0.38 0.46 0.53	<u>52</u>
る部分 その他の部 0.38 0.46 0.53	
土間 外気に接す 0.47 0.51 0.58 床等 る部分	
の 外 周 その他の部 0.67 0.73 0.83	
<u>その他</u> <u>屋根又は天井</u> <u>0.17</u> <u>0.24</u> <u>0.24</u> <u>0.24</u>	24
<u>の住</u>	
宝 水気に接す 0.24 0.24 0.34	
土間 外気に接す 0.37 0.37 床等 る部分	
の外 その他の部 0.53 0.53 0.76	
└────────────────────────────────────	<u> </u>

貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向 に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して 算出したものをいう。以下同じ。

- 2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリー ト造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外 側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 一つの住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している 場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位 の熱貫流率の基準値を適用するものとする。
- 4 土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。
- ロ 断熱材の熱抵抗の基準
- (イ) 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域 区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。ただし、鉄骨造の 住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあって は、(ロ)によるものとする。

157	() ()			<u> </u>				
住宅の	断熱材	部 位			断索	ぬ材の熱排	氐抗の基準	準値
種類	の施工				(単位 1	ワットは	こつき平力	ドメート
	法					ル・	度)	
						地域	区分	
					1及び	3	4, 5	8
					2		、6及	
							び7	
鉄筋コ	内断熱	屋框	又り	は天井	3.6	2.7	2.5	1.6
ンクリ	工法	壁			2.3	1.8	1.1	
ート造		床		外気に接する	3.2	2.6	2.1	
等の住				部分				
宅				その他の部分	2.2	1.8	1.5	
		土	間	外気に接する	1.7	1.4	0.8	

度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。以下同じ

- 2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリー ト造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外 側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の 熱貫流率の基準値を適用するものとする。

ロ 断熱材の熱抵抗の基準

(イ) 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域 区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。ただし、鉄骨造の 住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあって は、(ロ)によるものとする。

住宅の	断熱材		部 位	断索	ぬ材の熱!	氐抗の基準	準値
種類	の施工			(単位 1ワットにつき平方メート			
	法				ル・	度)	
					地域	区分	
				1及び	3	4, 5	8
				2		、6及	
						び7	
鉄筋コ	内断熱	屋根又	は天井	3.6	2.7	2.5	1.6
ンクリ	工法	壁		2.3	1.8	1.1	
ート造		床	外気に接する	3.2	2.6	2.1	
等の住			部分				
宅			その他の部分	2.2	1.8	1.5	
		土 間	外気に接する	1.7	1.4	0.8	

	床等の外	部分	0.5	0.4	0.0	
		その他の部分	0.5	0.4	0.2	
	周 部					
	<u>分</u> の サ7株					
Al Not #h	基礎	1 → 11.	0.0	0.0	9.0	1.4
外断熱	屋根又的	3大井	3.0	2.2	2.0	1.4
工法	壁	11 to 1 to 1 m	1.8	1.5	0.9	
	床	外気に接する	3.2	2.6	2.1	
		部分				
		その他の部分	2.2	1.8	1.5	
	土間	外気に接する	1.7	1.4	0.8	
	床等	部分				
	の外	その他の部分	0.5	0.4	0.2	
	周 <u>部</u>					
	<u>分 の</u>					
1 244 0 14 14	基礎		0.0	4.0	4.0	1.0
木造の大塩断	屋根	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
住宅 熱工法	又は	天井	5.7	4.0	4.0	4.0
	天井		0.0	2.2	0.0	
<u> </u>	壁	11 to 1 to 1 m	3.3	2.2	2.2	
	床	外気に接する	5.2	5.2	3.3	
		部分				
		その他の部分	3.3	3.3	2.2	
		外気に接する	3.5	3.5	1.7	
	床等	部分				
	の外	その他の部分	1.2	1.2	0.5	
	周 <u>部</u>					
	<u>分</u> の					
	基礎					
枠組壁 充填断	屋根	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
工法の熱工法	又は	天井	5.7	4.0	4.0	4.0
住宅	天井					
	壁		3.6	2.3	2.3	
	床	外気に接する	4.2	4.2	3.1	
		部分				
1 1		その他の部分	3.1	3.1	2.0	
L	土間	外気に接する				

		床 等	部分				
		の外		0.5	0.4	0.2	
		周					
	外断熱	100円	<u> </u> .は天井	3.0	2.2	2.0	1.4
			.(4人井				1.4
	工伍	壁 床	り与に拉より	1.8	1.5	0.9	
		床	外気に接する 部分	3.2	2.6	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	
		土間		1.7	1.4	0.8	
		床等		1.1	1.1	0.0	
		の外		0.5	0.4	0.2	
		周					
1. Y. A.	+ 1= Nr		D 10	0.0	4.0	4.0	4.0
木造の	充填断	屋根		6.6	4.6	4.6	4.6
住宅	熱工法	又 は 天井	天井	5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		3.3	2.2	2.2	
		床	外気に接する	5.2	5.2	3.3	
			部分				
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	
		土間		3.5	3.5	1.7	
		床 等					
		の外	その他の部分	1.2	1.2	0.5	
		周					
枠組壁	充填断	屋根	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
工法の	熱工法	又は		5.7	4.0	4.0	4.0
住宅		天井					
		壁		3.6	2.3	2.3	
		床	外気に接する	4.2	4.2	3.1	
			部分				
			その他の部分	3.1	3.1	2.0	
		土間	外気に接する	3.5	3.5	1.7	

		床	等	部分				
		の	外	その他の部分	1.2	1.2	0.5	
		周	部					
		分	\mathcal{O}					
		基础	<u></u>					
木造、枠	外張断	屋村	艮又り	ま天井	5.7	4.0	4.0	4.0
組壁工	熱工法	壁			2.9	1.7	1.7	
法又は	又は内	床		外気に接する	3.8	3.8	2.5	
鉄骨造	張 断 熱			部分				
の住宅	工法			その他の部分				
		土	間	外気に接する	3.5	3.5	1.7	
		床	等	部分				
		の	外	その他の部分	1.2	1.2	0.5	
		周	部					
		分	\mathcal{O}					
		基础	<u></u>					

- 1 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあって は屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間 及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう 。以下同じ。
- 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根 及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間 柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工す る方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁に おいて柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 4 一つの住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造等の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「内断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 6 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断 熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部 分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準 値により判定できるものとする。

		床	等	部分				
		の	外	その他の部分	1.2	1.2	0.5	
		周						
木造、枠	外張断	屋村	艮又り	は天井	5.7	4.0	4.0	4.0
組壁工	熱工法	壁			2.9	1.7	1.7	
法又は	又は内	床		外気に接する	3.8	3.8	2.5	
鉄骨造	張断熱			部分				
の住宅	工法			その他の部分				
		土	間	外気に接する	3.5	3.5	1.7	
		床	等	部分				
		の	外	その他の部分	1.2	1.2	0.5	
		周						

- 本造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根 及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間 柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工す る方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁に おいて柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造等の住宅における一の部位において内断熱工法と外断 熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱 材の熱抵抗の合計値について、上表における「内断熱工法」の基準値により判 定できるものとする。
- 6 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準値により判定できるものとする。

- 7 土間床等の<u>外周部分の基礎</u>にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれ か又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底 盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱 性能を確保できるものとしなければならない。
- 8 一戸建ての住宅にあっては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面 積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の 部分」とみなすことができる。
 - (ロ) 鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域区分、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。)の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁(以下「一般部」という。)の断熱層を貫通する金属製下地部材(以下「金属部材」という。)の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

	匠の土(の)。	- 0			-
地域区分	外装材の熱抵	一般部の断		すの熱抵抗の	' ''
	抗	熱層を貫通	(単位 1ワ)	ットにつき平	方メートル・
		する金属部		度)	
		材の有無	断熱材を	施工する箇所	所の区分
			鉄骨柱、	一般部	一般部に
			鉄骨梁部		おいて断
			分		熱層を貫
					通する金
					属部材
1及び2	0.56 以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15 以上0.56	無し	1.91	2.43	
	未満	有り	1.91	3.57	1.08
	0.15 未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56 以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15 以上0.56	無し	0.85	1.47	
	未満	有り	0.85	2.22	0.50
	0.15 未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4, 5,	0.56 以上	無し	0.08	1.08	

- 7 土間床等の<u>外周</u>にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその 両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から 基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保 できるものとしなければならない。
- 8 一戸建ての住宅にあっては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面 積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の 部分」とみなすことができる。
 - (ロ) 鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。)の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁(以下「一般部」という。)の断熱層を貫通する金属製下地部材(以下「金属部材」という。)の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

地域	外装材の熱抵	一般部の断	断熱材の熱抵抗の基準値		
	抗	熱層を貫通	(単位 1ワットにつき平方メートル		方メートル・
		する金属部		度)	
		材の有無	断熱材を	と施工する箇 が	折の区分
			鉄骨柱、	一般部	一般部に
			鉄骨梁部		おいて断
			分		熱層を貫
					通する金
					属部材
1及び2	0.56 以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15 以上0.56	無し	1.91	2.43	
	未満	有り	1.91	3.57	1.08
	0.15 未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56 以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15 以上0.56	無し	0.85	1.47	
	未満	有り	0.85	2.22	0.50
	0.15 未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4, 5,	0.56 以上	無し	0.08	1.08	

6、7及		有り	0.08	2.22	0.33
び8	0.15 以上0.56	無し	0.31	1.47	
	未満	有り	0.31	2.22	0.50
	0.15 未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

ハ (略)

(3) 開口部の断熱性能等に関する基準

開口部を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の表に 掲げる住宅の種類及び地域区分に応じた開口部比率の区分に応じ、次のイ及び 口に定める基準によることとする。

. 10 元 30 五	+1000 0 C C C	/ 90			
住宅の種	開口部比率の		地域区分		
<u>類</u>	<u>区分</u>	1、2及び3	4、5、6及	<u>8</u>	
			<u>び7</u>		
一戸建て	(V)	0.07未満	0.08未満	0.08未満	
の住宅	(ろ)	0.07以上0.09	0.08以上0.11	0.08以上0.11	
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>未満</u>	
	(は)	0.09以上0.11	0.11以上0.13	0.11以上0.13	
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>未満</u>	
	(に)	<u>0.11以上</u>	<u>0.13以上</u>	<u>0.13以上</u>	
共同住宅	<u>(۷)</u>	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
<u>等</u>	(ろ)	0.05以上0.07	0.05以上0.07	0.05以上0.07	
		未満	未満	未満	
	<u>(は)</u>	0.07以上0.09	0.07以上0.08	0.07以上0.08	
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>未満</u>	
	(に)	<u>0.09以上</u>	<u>0.08以上</u>	<u>0.08以上</u>	

イ 開口部 (窓の面積 (当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積。 以下口において同じ。) が住宅の床面積の合計に 0.02 を乗じた値以下となる ものを除くことができる。) の熱貫流率が、開口部比率の区分及び地域区分 に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

開口部比	熱貫流率の基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)				
率の区分	<u>地域区分</u>				
	<u>1、2及び3</u>	<u>4</u>	<u>5、6及び7</u>	<u>8</u>	
<u>(\(\lambda\)</u>	<u>2.91</u>	4.07	6.51		
<u>(ろ)</u>	2.33	<u>3.49</u>	4.65		

6、7及		有り	0.08	2.22	0.33
び8	0.15 以上0.56	無し	0.31	1.47	
	未満	有り	0.31	2.22	0.50
	0.15 未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

ハ (略)

(3) 開口部の断熱性能等に関する基準

開口部を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の表に 掲げる住宅の種類及び地域区分に応じた開口部比率の区分に応じ、次のイ及び 口に定める基準によることとする。

	+1000000	7 800		
住宅の種	開口部比率の		地域区分	
<u>類</u>	<u>区分</u>	1、2及び3	4、5、6及	8
			<u>び7</u>	
一戸建て	<u>(\lambda\)</u>	<u>0.07未満</u>	0.08未満	0.08未満
の住宅	(ろ)	0.07以上0.09	0.08以上0.11	0.08以上0.11
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>未満</u>
	(は)	0.09以上0.11	0.11以上0.13	0.11以上0.13
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>未満</u>
共同住宅	<u>(\(\(\) \)</u>	<u>0.05未満</u>	<u>0.05未満</u>	<u>0.05未満</u>
<u>等</u>	(ろ)	0.05 以上 0.07	0.05以上0.07	0.05 以上 0.07
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>未満</u>
	(は)	0.07以上0.09	0.07以上0.08	0.07以上0.08
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>未満</u>

イ 開口部 (窓の面積(当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積。以下口において同じ。)が住宅の床面積の合計に 0.02 を乗じた値以下となるものを除くことができる。) の熱貫流率が、開口部比率の区分及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

開口部比	熱貫流率の基準値(単位 1 平方メートル1 度につきワット)				
率の区分	地域区分				
	1、2及び3	4	<u>5、6及び7</u>	<u>8</u>	
(V)	2.91	4.07	6.51		
(ろ)	<u>2.33</u>	<u>3.49</u>	<u>4.65</u>		

(は)	<u>1.90</u>	2.91	4.07	
(に)	1.60	2.33	3.49	

ロ 開口部(直達光が入射する天窓以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積 の合計に0.04 を乗じた値以下となるものを除くことができる。)の建具、付 属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、地域 区分及び開口部比率の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は これと同等以上の性能を有するものであること。

-4001111	シエッド印	と 用り むもり	(0) 0
住宅の種類	地域区分	開口部比率	建具の種類若しくはその組合せ又は付
		の区分	属部材、ひさし、軒等の設置に関する
			<u>事項</u>
一戸建ての	1, 2,	(い)	
住宅	3及び4	(ろ)	
		(は)	
		(に)	
	5、6及	(い)	
	び7	(ろ)_	次のイ又は口に該当するもの
			イ ガラスの日射熱取得率が0.74以下
			であるもの
			ロ 付属部材又はひさし、軒等を設け
			<u>るもの</u>
		(は)	次のイ、ロ又はハに該当するもの
		<u>及び</u>	イ ガラスの日射熱取得率が0.49以下
		(に)	<u>であるもの</u>
			ロ ガラスの日射熱取得率が0.74以下
			のものに、ひさし、軒等を設ける
			<u>もの</u>
			<u>ハ 付属部材(南±22.5度に設置する</u>
			ものについては、外付けブライン
			ドに限る。) を設けるもの
	8	(V)	付属部材又はひさし、軒等を設けるも
			<u>O</u>
		(ろ)	<u>次のイ又は口に該当するもの</u>
			イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下
			のものに、ひさし、軒等を設ける
			<u>もの</u>
			ロ 付属部材を設けるもの

(は)	<u>1.90</u>	<u>2.91</u>	4.07	

口 開口部(直達光が入射する天窓以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積の合計に 0.04 を乗じた値以下となるものを除くことができる。)の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、地域区分及び開口部比率の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

住宅の種類	地域区分	開口部比率 の区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付 属部材、ひさし、軒等の設置
<u>一戸建ての</u> <u>住宅</u>	<u>1、2、</u> <u>3及び4</u>	<u>(い)</u> (ろ) (は)	
	<u>5、6及</u> び7		次のイ又は口に該当するもの
	<u> </u>		イ ガラスの日射熱取得率が0.74以下 であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設け るもの
		<u>(は)</u>	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.49以下 であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.74以下 のものに、ひさし、軒等を設けるもの ハ 付属部材(南±22.5度に設置する ものについては、外付けブラインドに 限る)を設けるもの
	<u>8</u>	<u>(())</u>	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		<u>(ろ)</u>	次のイ又は口に該当するものイ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるものロ 付属部材を設けるもの

		(は) <u>及び</u> (に)	ガラスの日射熱取得率が0.49以下のも のに、付属部材(南±22.5度に設置す るものについては、外付けブラインド に限る。)又はひさし、軒等を設ける もの
共同住宅等	1, 2,	(い)	
	3及び4	(3)	
		(は)	
		(12)	
	5、6及	(い)	
	び7	(ろ)	
		(は)	
		(に)	
	8	(い)	
		(ろ)	付属部材又はひさし、軒等を設けるも
			<u>Ø</u>
		(は)	次のイ又は口に該当するもの
		<u>及び</u>	イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下
		(に)	<u>のものに、ひさし、軒等を設けるも</u>
			<u>Ø</u>
			ロ 付属部材を設けるもの

- 1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格R3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)に定める測定方法によるものとする。
- 2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド)その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。
- 3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸 法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。
- 6 一次エネルギー消費量に関する基準については、当分の間、この告示の3 の規定にかかわらず、次の(1)及び(2)に定めるところによることができる。

		<u>(は)</u>	ガラスの日射熱取得率が0.49以下のものに、付属部材(南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る)又はひさし、軒等を設けるもの
共同住宅等	1, 2,	<u>(۱)</u>	
	3及び4	<u>(ろ)</u>	
		(は)_	
	5、6及	(い)	
	<u>び7</u>	(ろ)	
		(は)_	
	8	_(\(\bar{V}\)_	
		<u>(5)</u>	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(は)	<u>次のイ又は口に該当するもの</u> <u>イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下</u> <u>のものに、ひさし、軒等を設けるも</u> の
			 ロ 付属部材を設けるもの
1 「 <i>ボ</i> ニー	マの口 針劫口	らに 本・ル・	1 七 工 光 扫 炒 D 0 1 0 0 (七 ガ ニ っ 拓 の ´禾 ´児

- 1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格R3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)に定める測定方法によるものとする。
- 2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され 、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド)その他 これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられる ものをいう。
- 3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸 法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。
- 6 一次エネルギー消費量に関する基準については、当分の間、この告示の3の規定にかかわらず、次の(1)から(3)に定めるところによることができる。
- (1) <u>当該住戸の形状について、外皮等面積の合計を床面積の合計で除した数値が、住宅の種類及び地域区分に応じ、次の表に掲げる値又は計算式により求められる値以下であること。</u>

地域区分

		1、2及び3	4、5、6、7及び8	
	<u>一戸建ての住</u> <u>宅</u>	2.9	2.8	
	共同住宅等	$0.3 \times \frac{\sum_{i}^{n} A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.9$	$\frac{0.5 \times \frac{\sum_{i}^{n} A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.7}{A_{total}}$	
	上記の表中の計算式において、A _{i,bw} 、A _{total} 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。 すものとする。 A _{i,bw} : 当該住戸の第i界壁、界床等の面積(単位 平方メートル) A _{total} : 当該住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル) n: 界壁、界床等の数			
(<u>1</u>) (略) (<u>2</u>) (略)	(<u>2</u>) (略) (<u>3</u>) (略)	····		